

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和8年7月22日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1. 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

()

問2. 【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

()

問 3. 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更ものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣にあらかじめ届けなければならない。

()

問 4. 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。なお、運行管理者（補助者）の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼等を行うこともできる。

()

問 5. 【道路交通法】

車両の運転者は、乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に乗車させ又は積載をして運転してはならない。ただし、貨物自動車で貨物を積載しているものは、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

()

問 6. 【道路交通法】

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両（軽車両を除く。以下この問において同じ。）が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類等の提示を求め、当該車両の装置について検査をすることができる。

()

問 7. 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

()

問 8. 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、法第 3 条の規定による許可の申請が法第 6 条第 3 号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力や、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力に関しては審査しないものとする。

()

問 9. 【労働基準法】

この法律で定める労働条件の基準は標準のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

()

問 10. 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

()

問 11. 【自動車事故報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について 2 人以上の死者を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、24 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

()

問 1 2. 【労働安全衛生法】

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

()

問 1 3. 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、①事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項、②健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項、③その他、公正な取引に係る事項以外の事項であってその事業を適確に遂行するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

()

問 1 4. 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 6 0 日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなければならない。

()

問 1 5. 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から 3 年を経過しない者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

()

問 1 6. 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の業務について、当該業務を行った自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

()

問 1 7. 【道路運送法】

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

()

問 1 8. 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

事業者は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を 3 0 で除して得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に 1 を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5 両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局が認めるものについては、この限りではない。

()

問 1 9. 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を促進することをいう。

()

問 2 0. 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、六月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

()

問 2 1. 【貨物自動車運送事業法】

真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外の

ものをいう。) 及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するとき、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価を書面に記載又は口頭で相互に交付しなければならない。

()

問 2 2. 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が 7 トン以上かつ最大積載量が 4 トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計に記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

()

問 2 3. 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を事業用自動車内において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

()

問 2 4. 【労働基準法】

使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うことができる。

()

問 2 5. 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において 3 年間保存しなければならない。

()

問 2 6. 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者に事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両

法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

()

問 2 7. 【道路交通法】

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の運転者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

()

Ⅱ. 次の問 2 8 から問 3 0 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 8. 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者が国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない場合として誤っているものを次のア～ウの中から 1 つ選び、() 内に記入してください。

ア. 資本金の額を変更した場合

イ. 一般貨物自動車運送事業者が運輸を開始した場合

ウ. 法人であって、役員又は社員に変更があった場合

()

問 2 9. 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年 2 月 9 日労働省告示第 7 号、最終改正：令和 4 年 1 2 月 2 3 日厚生労働省告示 3 6 7 号）によっ

て定められています。次の中から誤っているものを全て選び、() に記入してください。【完全解答式】

- ア. 拘束時間は、1 箇月について 2 9 3 時間超えないものとする
と。
- イ. 1 日についての拘束時間は、1 0 時間を超えないものとし、当該
拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、1 3 時間
とすること。
- ウ. 勤務終了後、継続 1 1 時間以上の休息期間を与えるよう努めなけ
ればならない。
- エ. 運転時間は、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1
週間当たり 4 4 時間を超えないものとする。
- オ. 連続運転時間は、4 時間を超えないものとする。

()

問 3 0. 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっています。対象となる運転として正しいものには○を、そうでないものには×を() 内に記入してください。

【完全解答式】

- ア. 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者 ()
- イ. 運転免許証の更新を行った者 ()
- ウ. 高齢者 (6 5 才以上の者をいう。) ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和8年7月22日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1. (運送約款)【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

(第10条第3項)

(○)

問2. (駐車を禁止する場所)【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

(第45条第2項)

(○)

問 3. (事業計画)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更ものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣にあらかじめ届けなければならない。

(第9条第1項、3項)

(×)

問 4. (点呼等)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。なお、運行管理者（補助者）の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼等を行うこともできる。

(第7条第1項、第2項)

(×)

問 5 (乗車又は積載の方法)【道路交通法】

車両の運転者は、乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に乗車させ又は積載をして運転してはならない。ただし、貨物自動車で貨物を積載しているものは、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

(第55条第1項)

(○)

問 6 (車両の検査等)【道路交通法】

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両（軽車両を除く。以下この問において同じ。）が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類等の提示を求め、当該車両の装置について検査をすることができる。

(第63条)

(○)

問 7 (運行管理者)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者基礎講習を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

(第16条第1項) 基礎講習→資格者証の交付

(×)

問8 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、法第3条の規定による許可の申請が法第6条第3号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力や、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力に関しては審査しないものとする。

(第3条の6第2号、第3号) 審査するものとする

(×)

問9 (労働条件の原則) 【労働基準法】

この法律で定める労働条件の基準は標準のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(第1条第2項) 標準→最低

(×)

問10 (事業の譲渡及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

(第30条第2項)

(○)

問11 (速報) 【自動車事故報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について2人以上の死者を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

(第4条)

(○)

問12 (事業者等の責務) 【労働安全衛生法】

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

(第3条第1項)

(○)

問13 (事業の適確な遂行) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、①事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項、②健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項、③その他、公正な取引に係る事項以外の事項であってその事業を適確に遂行するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

(第25条)

誤：公正な取引 正：輸送の安全

(×)

問14 (運賃及び料金の届出) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後60日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなければならない。

誤：60日以内 正：30日以内（第2条の2）

(×)

問15 (運行管理者資格者証) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から3年を経過しない者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

(第17条第2項第1号) 3年→5年を経過しない者

(×)

問 1 6 (業務の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の業務について、当該業務を行った自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第8条第1項) 自動車ごと→運転者ごと

(×)

問 1 7 (自動車に関する表示) 【道路運送法】

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(第95条) 荷主→使用者

(×)

問 1 8 (運行管理者等の選任) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

事業者は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局が認めるものについては、この限りではない。

(第18条第1項)

(○)

問 1 9 (定義) 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を促進することをいう。

(第2条第5項)

誤：促進 正：実質的に制限

(×)

問 2 0. (定期点検整備) 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、六月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(第48条) 誤：六月 正：三月

(×)

問21 (書面の交付) 【貨物自動車運送事業法】

真荷主(自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。)及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価を書面に記載又は口頭で相互に交付しなければならない。

(第12条第1項)

口頭は認められない (×)

問22. (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が7トン以上かつ最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計に記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(第9条) 誤：7トン以上かつ・・・正：7トン以上又は・・・ (×)

問23 (運賃及び料金等の掲示) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項を事業用自動車内において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条) 主たる事務所その他の営業所において

(×)

問24 (非常時払) 【労働基準法】

使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うことができる。

(第25条)

誤：支払うことができる。正：支払わなければならない。 (×)

問 2 5 (事故の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において3年間保存しなければならない。

(第9条の2) 誤：主たる事務所において

正：当該事業用自動車の運行を管理する営業所

(×)

問 2 6 (許可の取消し等) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者に事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取り外した上、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

(第34条第1項)

(○)

問 2 7 (使用者に対する通知) 【道路交通法】

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営む者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の運転者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

(第108条の34)

当該車両等の運転者に対し→当該車両等の使用者に対し

(×)

Ⅱ. 次の問28から問30の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 8 (届出) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者が国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない場合として誤っているものを次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入してください。

ア. 資本金の額を変更した場合

イ. 一般貨物自動車運送事業者が運輸を開始した場合

ウ. 法人であって、役員又は社員に変更があった場合

(第44条1項)

(ア)

問29 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号、最終改正：令和4年12月23日厚生労働省告示367号）によって定められています。次の中から誤っているものを選び、() に記入してください。【完全解答式】

(第4条) (正) ア. 284時間 イ. 13時間、15時間

ア. 拘束時間は、1箇月について293時間超えないものとする
こと。

イ. 1日についての拘束時間は、10時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、13時間
とすること。

ウ. 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めなければ
ならない。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1
週間当たり44時間を超えないものとする。

オ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

(ア、イ)

問30 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別

な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっています。対象となる運転として正しいものには○を、そうでないものには×を（ ）内に記入してください。

【完全解答式】

(第10条第2項)

- ア. 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- イ. 運転免許証の更新を行った者
- ウ. 高齢者（65才以上の者をいう。）

(○)

(×)

(○)

令和8年7月22日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R8.7.22	
受験者数	21	
合格者数	15	

※「受験者数」は欠席者を含む。